

(事務連絡)

平成27年4月13日

指定居宅介護等事業所 管理者 様  
指定特定相談支援事業所 管理者 様  
指定一般相談支援事業所 管理者 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室  
(在宅福祉第一担当 075-222-4161)

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う京都市の対応について

本市の市政，障害保健福祉行政に御理解，御尽力いただき，厚くお礼申し上げます。

さて，障害福祉サービスにつきましては，平成27年4月サービス提供分から報酬改定が行われます。それに伴い本市のシステムを改修する必要が生じたため，改修が完了するまでの間の影響と，その後の対応についてお知らせいたします。

記

【事業者払込額一覧表について】

平成27年4月の報酬改定から新たに追加されたサービスコードを含む請求については，本市のシステムの改修が完了するまでの間は事業者払込額一覧表に掲載されません。未掲載のものについては，システム改修完了以降に遅れて掲載する予定です。

なお，国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）からの振込については通常どおりに行われますが，上記により事業者払込額一覧表と国保連からの振込額が一致しない場合があります。システム改修完了までの間に振込額を確認するには，国保連から通知される支払通知情報を御確認ください。

【システム改修完了予定時期】

平成27年6月以降（最短で平成27年6月請求受付分から対応予定）

【未掲載の対象となるサービス】

訪問系サービス			
居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護
日中活動系サービス			
生活介護	療養介護	短期入所	宿泊型自立訓練
自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援（養成施設を含む）	
就労継続支援A型	就労継続支援B型		
居住系サービス			
施設入所支援	共同生活援助		
相談支援			
計画相談支援	地域移行支援		
児童福祉法による障害児支援			
児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
福祉型障害児入所支援	医療型障害児入所支援	障害児相談支援	